

犯罪被害者等支援 メニューリスト

勝 央 町

支援メニュー・対応窓口

勝央町

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。 また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている 庁内関係部署や関係機関へ適切につなぎます。	総務部 T E L 0868-38-3111
---	---------------------------

2 犯罪被害者等見舞金

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 犯罪被害者等支援金	犯罪行為により亡くなられた方の遺族又は傷害を受けた方に給付について県へ連絡するとともに、支給について相談に応じます。 ・遺族支援金 30万円 ・障害支援金 10万円	総務部 T E L 0868-38-3111

3 国民健康保険・後期高齢者医療保険

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 高額療養費の支給	世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分の高額療養費支給について相談に応じます。	税務住民部 T E L 0868-38-3115
(2) 医療費の一部負担金の徴収猶予、減免	第三者行為（交通事故、闘争等）を除く医療費の一部負担金の支払いが困難となった犯罪被害者等の徴収猶予や減免の相談に応じます。	税務住民部 T E L 0868-38-3115
(3) 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の減免	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納付が困難となった場合など、状況に応じた減免の相談に応じます。	税務住民部 T E L 0868-38-3114 0868-38-3115

4 年金

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 遺族基礎年金 (国民年金)	国民年金加入中又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなった場合、亡くなった方が生計を維持していた配偶者や子に支給します。	税務住民部 T E L 0868-38-3116
(2) 障害基礎年金 (国民年金)	国民年金加入中又は20歳前に病気やケガによって一定の障害が残った方に支給します。	税務住民部 T E L 0868-38-3116
(3) 国民年金保険料の 減免	国民年金保険料の納付が困難となった場合などに、相談に応じます。	税務住民部 T E L 0868-38-3116

5 税金

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 町・県民税の減免	町・県民税の納付が困難となった場合などに、減免の相談に応じます。	税務住民部 T E L 0868-38-3114
(2) 固定資産税の減免	固定資産税の納付が困難となった場合などに、減免の相談に応じます。	税務住民部 T E L 0868-38-3114
(3) 町税の納付相談	町税の納付が困難となった場合などに、納付相談に応じます。	税務住民部 T E L 0868-38-3114

6 住居・生活

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 住所情報の保護	D V、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の方は、申出によって、住民票の写し等の交付等を制限できます。	税務住民部 T E L 0868-38-3116
(2) 生活困窮者自立相談	お金・仕事・住宅・生活に関することなど、専門の相談員が相談に応じ、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。	健康福祉部 T E L 0868-38-7102
(3) 生活保護	生活に困窮した場合、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立を助長します。	健康福祉部 T E L 0868-38-7102
(4) 上下水道料金の減免、納付	上下水道料金の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	上下水道部 T E L 0868-38-3117
(5) 消費生活に関する相談	消費生活・悪質商法・多重債務に関するトラブルについて、消費生活相談員が相談に応じます。	税務住民部 T E L 0868-38-3116

7 子育て

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 子育ての悩み相談	子育てに関する相談に応じます。児童虐待に関する相談にも応じます。	健康福祉部 T E L 0868-38-7102
(2) 母子・父子自立支援員への相談 【ひとり親家庭等の支援】	生活の問題や子育ての悩みなど、ひとり親家庭の方の生活の困りごとに関する相談に応じます。	健康福祉部 T E L 0868-38-7102
(3) 児童扶養手当 【ひとり親家庭等の支援】	父又は母と生計を同じくしていない児童の母、父又は養育者を対象として、その生活の安定を図るための支給について相談に応じます。	税務住民部 T E L 0868-38-3115
(4) ひとり親家庭等医療費公費負担 【ひとり親家庭等の支援】	医療機関・薬局等の窓口マイナ保険証/資格確認書/有効期間内の健康保険証（いずれか1点）とひとり親家庭等医療費受給資格証を提示することで、医療費の一部負担金が減免される制度について、相談に応じます。	税務住民部 T E L 0868-38-3115
(5) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付 【ひとり親家庭等の支援】	経済的自立・児童の就学等に必要な資金等、各種資金の貸付について相談に応じます。	社会福祉協議会 T E L 0868-38-2160 税務住民部 T E L 0868-38-3115
(6) 就業の支援 【ひとり親家庭等の支援】	ひとり親の方の、自立のための総合的な就業支援について相談に応じます。 （自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等）	税務住民部 T E L 0868-38-3115
(7) 母子生活支援施設への入所 【ひとり親家庭等の支援】	18歳未満のこどもを養育している母子家庭や何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭を入所により自立に向けた生活支援について相談に応じます。	健康福祉部 T E L 0868-38-7102
(8) 一時預かり	ご家庭の緊急事情等で、家庭保育が困難になった場合、お子さんのお預かりについて相談に応じます。	健康福祉部 T E L 0868-38-7102
(9) ショートステイ	様々な事情によりお子さんの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等に宿泊し、生活援助を受けることについて相談に応じます。	健康福祉部 T E L 0868-38-7102

7 子育て

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(10) ファミリー・サポート・センター	児童の預かり等の援助を受けたい人と、援助を行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織で、援助を受けたい会員からの申込みに応じて、援助を行ってくれる会員を紹介します。	健康福祉部 T E L 0868-38-7102
(11) 助産制度	経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦について、施設への入所により助産を受けることについて相談に応じます。	健康福祉部 T E L 0868-38-7102
(12) 遺児激励金	遺児(小学校・中学校等に在学する義務教育終了前の児童)に対し、遺児激励金を支給します。	税務住民部 T E L 0868-38-3115

8 教育

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 教育相談	不登校やいじめ等、教育上の様々な問題の相談に応じます。	教育振興部 T E L 0868-38-1752
(2) 就学援助	経済的理由により小中学校への就学が困難な児童及び生徒に対して、学用品費・医療費などの費用の援助について相談に応じます。	教育振興部 T E L 0868-38-1752

9 障害

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 障害に関する相談	犯罪等の被害により障害が残った場合、相談に応じ必要な支援を行います。 (身体障害者手帳の交付、障害福祉サービス)	健康福祉部 T E L 0868-38-7102
(2) 特別障害者手当 (20歳以上) 障害児福祉手当 (20歳未満)	精神または身体に著しく重度の障害があるため、常時特別の介護を必要とする在宅の方への支給について相談に応じます。	健康福祉部 T E L 0868-38-7102
(3) 特別児童扶養手当	精神または身体に障害がある児童を家庭で監護・養育している父母等への支給について相談に応じます。	健康福祉部 T E L 0868-38-7102
(4) 障害者虐待	障害者に対する虐待や養護者の支援に関する相談に応じます	健康福祉部 T E L 0868-38-7102
(5) 障害者医療費補助	医療機関・薬局等の窓口マイナ保険証/資格確認書/有効期間内の健康保険証(いずれか1点)と心身障害者医療費受給資格証(令和7年4月から「障害者医療費受給資格証」となります。)を提示することで、医療費の一部負担金が減免される制度について、相談に応じます。	税務住民部 T E L 0868-38-3115

10 介護

相談内容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 高齢者の総合相談・支援	介護・福祉・医療などに関するさまざまな相談をお受けし、支援を行います。	健康福祉部 T E L 0868-38-7102
(2) 介護保険料、介護保険サービス利用料の減免	介護保険料の納付が困難となった場合などに、相談に応じます。	健康福祉部 T E L 0868-38-7102

11 交通事故

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 交通事故の相談	町開催又は、勝英法律相談センター開催の法律相談において、内容により弁護士相談を受けられます。	税務住民部 T E L 0868-38-3116

12 その他

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) こころの健康	こころの悩みや精神症状への対応について、相談に応じます。	健康福祉部 T E L 0868-38-7102
(2) DV相談	配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。	健康福祉部 T E L 0868-38-7102
(3) 医療に関する苦情や相談	町内の医療機関で受けた治療に関し、苦情や相談に応じます。	健康福祉部 (医療安全相談窓口) T E L 0868-38-7102
(4) 人権・行政・法律に関する相談	人権擁護委員・行政相談員・福祉相談員・弁護士等が内容により相談に応じます。	税務住民部 T E L 0868-38-3116